

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(4の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(4の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(6の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(6の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(8の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(8の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(9の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(9の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(11の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(11の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(16の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(16の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(18の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(18の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(23の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(26の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(26の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(27の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(27の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(28の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(28の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(29の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(29の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(31の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(31の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(34の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(34の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(35の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(35の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(37の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(37の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(38の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(38の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(39の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(39の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 年金特別徴収情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(29の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(29の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(40の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(40の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(42の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(42の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(48の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(48の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(54の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(54の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(57の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(57の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(58の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(58の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(59の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(59の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(61の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(61の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(62の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(62の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(63の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(63の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(64の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(64の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(65の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(65の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(66の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(66の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先35 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(67の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(67の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(70の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(70の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(71の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(71の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(74の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(74の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(80の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(80の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(84の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(84の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(85の2の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(85の2の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(87の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(87の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(91の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(91の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(92の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(92の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(94の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(94の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(97の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(97の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(101の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(101の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(102の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(102の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(103の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(103の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(106の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(106の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(107の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(107の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(108の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(108の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(113の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(113の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(114の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(114の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(115の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(115の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(116の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(116の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(119の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(119の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(116の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(116の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年6月30日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	印西市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類の提示及び書面による請求書の提出により開示請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8	9	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システムの運用	システムの運用(ガバメントクラウドASP)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9		ガバメントクラウド運用補助者	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容		個別領域の利用権限の付与、クラウドサービス等の運用管理	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの

令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②委託先における取扱者数		10人未満	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④再委託の有無		再委託する	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤再委託の許諾方法		委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥再委託事項		ガバメントクラウドの個別領域の利用権限の構築及びクラウドサービス等の運用補助	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの

令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜住民税システムにおける措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜住民税システムにおける措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去】 ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
------------------	--	--	---	-----------	---

令和6年2月13日	Ⅲ リスク対策 1. 住民税賦課情報ファイル 7. 特定個人情報情報の保管・消去 特定個人情報情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管：物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【保管：技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴い重要な変更が生ずることによるもの
-----------	---	--	---	----	----------------------------------